

一般社団法人日本リノベーション・マネジメント協会
会費規程

2023年6月2日改定

第1条（会費の年額）

本会の会費の年額は、次のとおりとする。

- ・ 個人会員 12,000円
- ・ 個人会員（日本CM協会個人会員） 6,000円
- ・ 団体会員（1口） 120,000円
- ・ 賛助会員（1口） 50,000円
- ・ 名誉会員（個人会員の場合） 免除

- 2 会費の期間は、4月1日から翌年の3月31日とする。

第2条

会員として入会を承認された者は、入会承認通知を受けた日から30日以内に会費を本会に納めなければならない。ただし、初年度は月割りとする。

- 2 会員は、毎年度の会費を前納しなければならない。
- 3 会員が納入した一会計年度の会費については、当該会員が当該会計年度途中で退会等により会員の資格を喪失した場合その他いかなる理由があっても返還されないものとする。ただし、当該会員が規定に定める年会費を超えて誤入金した部分を除く。

（会員種別の変更）

第3条

会員種別の変更を希望する会員は、別に定める申込書を本会に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 会計年度途中で会員種別変更したものは、その次年度より所定の会費を納める。既に収められた会費は返還しない。
- 3 会計年度途中で会員種別変更した場合、会員の権利の効力は、次年度分の所定会費を納めたときに生ずる。

（記名者の変更）

第4条

団体会員及び賛助会員の記名者変更の申請は、変更事由があった時点より1ヶ月以内に事務局に行わなければならない。

- 2 個人会員及び個人会員（日本CM協会個人会員）は、記名者の変更はできない。

(規程の改廃)

第5条

この規程の改訂は理事会の決議によりこれを行う。

(施行)

第6条

この規程は、2023年6月2日よりこれを施行する。